

自動車事故対策費補助（自動車運送事業の安全総合対策事業の部）に関する運用方針

| | | |
|----|-------------|--------------|
| | 平成10年 6月17日 | 自 保第128号03 |
| 改正 | 平成13年12月14日 | 国自総第10044号 |
| 改正 | 平成16年 4月 7日 | 国自総第 13号02 |
| 改正 | 平成17年 4月 6日 | 国自総第 6号 |
| 改正 | 平成18年 3月31日 | 国自総第597号02 |
| 改正 | 平成18年 7月26日 | 国自総第207号 |
| 改正 | 平成19年 3月23日 | 国自総第554-2号02 |
| 改正 | 平成20年 3月14日 | 国自総第482号02 |
| 改正 | 平成21年 3月10日 | 国自旅第343号 |
| 改正 | 平成22年 3月19日 | 国自旅第327号02 |
| 改正 | 平成23年 3月25日 | 国自旅第229号02 |
| 改正 | 平成24年 3月30日 | 国自安第 96号02 |
| 改正 | 平成24年10月19日 | 国自安第 91号 |
| 改正 | 平成25年 5月15日 | 国自技第 15号02 |
| 改正 | 平成25年 7月30日 | 国自技第 78号02 |
| 改正 | 平成26年 6月19日 | 国自安第 33号02 |

この運用方針は、自動車事故対策費補助金交付要綱（昭和55年9月12日自保第151号。以下「交付要綱」という。）に定めるもののうち、自動車運送事業の安全総合対策事業に係る補助採択の方針及び補助対象経費の内容等について以下のとおり定めるものである。

（補助採択の方針）

- 1 別紙1の2. 及び別紙1の3. 事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援及び過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援）の補助対象事業者がリース事業者である場合は、当該補助対象機器の貸し渡し先へのリース料金の総額について、補助金の適用を受けない場合の通常料金の総額と受けた場合の料金の総額との差額が、補助金額を上回らなければならない。
- 2 自動車事故対策費補助（自動車運送事業の安全総合対策事業）は、同一事業において、他の国の補助金（国が特殊法人等を通じて交付する補助金を含む。）を受けた事業には、交付しないものとする。

（補助対象経費の内容等）

- 3 交付要綱別表の各補助対象経費の内容は、別紙1～4のとおりとする。
- 4 別紙1の1. 事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援）については以下のとおりとし、同一車両に複数の装置を装着する場合にあっては、車両1台分当たりの補助限度額は15万円（バスは30万円）とする。
 - (1) 衝突被害軽減ブレーキについては、協定規則（国連の車両等の型式認証相互承認

協定に基づく規則をいう。以下同じ。)第131号の技術的な要件基準(専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のものにあつては技術指針(自動車技術指針について(平成11年4月15日付け自技第83号)をいう。以下同じ。)別紙5.に定める基準)の要件に適合したもの又はこれに準ずる性能を有するものとし、車両1台当たりの補助限度額は10万円(バスは15万円)とする。

(2) 以下の要件を満たした①～③の装置については、同一車両に①～③の複数の装置を装着する場合(個々の装置が個別に装着できるものに限る。)にあつては、最も金額の高い装置に対してのみ補助するものとする。

① ふらつき注意喚起装置については、別紙2に適合したものとし、車両1台当たりの補助限度額は5万円とする。

② 車線逸脱警報装置については、協定規則第130号の技術的な要件(専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のものにあつては別紙3)に適合したもの又はこれに準ずる性能を有するものとし、車両1台当たりの補助限度額は5万円とする。

③ 車線維持支援制御装置については、協定規則第79条の技術的な要件に適合したもの又はこれに準ずる性能を有するものとし、車両1台当たりの補助限度額は5万円とする。

(3) 車両横滑り時制動力・駆動力制御装置については、協定規則第13号の技術的な要件(専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のものにあつては協定規則第13H号の技術的な要件)に適合したもの又はこれに準ずる性能を有するものとし、車両1台当たりの補助限度額は10万円とする。

5 別紙1の2. 事故防止対策支援推進事業(運行管理の高度化に対する支援)において補助を行うデジタル式運行記録計については、国土交通大臣によるデジタル式運行記録計(第Ⅱ編)の型式指定を受けている機器等又は国土交通大臣によるデジタル式運行記録計(第Ⅲ編)の型式指定を受けている機器及び当該デジタル式運行記録計を利用するのに必要となる機器等のうち、ソフトウェアにより、運行管理及び安全運転の指導に活用できるものであつて、当該ソフトウェアにおいて映像記録型ドライブレコーダーにより記録された情報を活用できるものであつて国土交通大臣による運行管理の高度化に資する機器として選定されたものとし、車載器1台当たりの補助限度額は3万円、事業所用機器1台当たりの補助限度額は10万円とする。

6 別紙1の2. 事故防止対策支援推進事業(運行管理の高度化に対する支援)において補助を行う映像記録型ドライブレコーダーについては、次に掲げる機能を有するものであつて国土交通大臣による運行管理の高度化に資する機器として選定されたものとし、車載器1台当たりの補助限度額は2万円、事業所用機器1台当たりの補助限度額は3万円とする。

(1) 急ブレーキ、事故等により強い加速度等が発生した場合にその前後一定時間の画像を撮影できること。

(2) 一般乗合旅客自動車運送事業において使用する乗合自動車に備えるものにあつては、運転時に連続して車内の映像を記録する機能(オプションで車内撮影用のカメラを備えることにより可能となるものを含む)を有すること。

(3) 撮影情報等を記録、出力することができること。

(4) 十分な耐久性があること。

(5) 品質が保証され、保証期間が定められていること。

(6) 機械的動作が円滑であること。

- (7) 時間情報を取得できること。
 - (8) 5に規定するデジタル式運行記録計のソフトウェアにおいて当該ドライブレコーダーにより記録された情報を活用できる機能を有すること。
 - (9) 当該ドライブレコーダーにより記録された情報をソフトウェアを用いることにより安全運転に関する指導に活用できること。
- 7 別紙1の2. 事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援）において5に規定するデジタル式運行記録計及び6に規定する映像記録型ドライブレコーダーを同時に購入する場合（5に規定するデジタル式運行記録計であって、カメラ等を付加し、6に規定する映像記録型ドライブレコーダーに相当する機能を有することとなったものを含む。）における車載器1式当たりの補助限度額は5万円、事業所用機器一式当たりの補助限度額は13万円とする。
- 8 別紙1の3. 事故防止対策支援推進事業（過労防止のための先進的な取り組みに対する支援）において補助を行う機器等については、次に掲げる機器等でありかつ国土交通大臣による過労運転防止に資する機器として選定されたものとする。
- (1) ITを活用した遠隔地における点呼機器
 - (2) 運行中における運転者の疲労状態を測定する機器
 - (3) 休息时间における運転者の睡眠状態等を測定する機器
 - (4) 運行中の運行管理機器
- ※上記機器の要件については、別紙1注2を参照。
- 9 別紙1の2. 及び別紙1の3. 事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援及び過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援）においては、補助対象事業者（補助対象事業者がリース事業者である場合は、貸渡し先の自動車運送事業者）当たりの上限を80万円とする。
- 10 別紙1の4. 事故防止対策支援推進事業（社内安全教育の実施に対する支援）において補助を行う事故防止コンサルティングについては、当該コンサルティングが、別紙4の規定により、国土交通大臣の認定を受けているものであることとする。
- 11 別紙1の4. 事故防止対策支援推進事業（社内安全教育の実施に対する支援）においては、補助対象事業者当たりの上限を100万円とする。（申請状況によっては、さらなる上限を付したうえで補助金の交付を行う場合がある。）

附 則

1. この内規は、平成10年度の補助金から適用する。
2. 自動車事故対策費補助（都道府県バス協会等の自動車事故防止事業の部）に関する運用方針（平成9年5月13日自保第126号の3）は廃止する。

附 則（平成13年12月14日付け国自総第10044号）

1. この内規は、平成13年度の補助金から適用する。

附 則（平成16年4月7日付け国自総第13号の2）

1. この運用方針は、平成16年度の補助金から適用する。

附 則（平成17年4月6日付け国自総第6号）

1. この運用方針は、平成17年度の補助金から適用する。

附 則（平成18年3月31日付け国自総第597号の2）

1. この運用方針は、平成18年度の補助金から適用する。

附 則（平成18年7月26日付け国自総第207号）

1. この運用方針は、平成18年7月26日以降の交付決定から適用する。

附 則（平成19年3月23日付け国自総第554-2号の2）

1. この運用方針は、平成19年度の補助金から適用する。

附 則（平成20年3月14日付け国自総第482号の2）

1. この運用方針は、平成20年度の補助金から適用する。

附 則（平成21年3月10日付け国自旅第343号）

1. この運用方針は、平成21年度の補助金から適用する。

附 則（平成22年3月19日付け国自旅第327号の2）

1. この運用方針は、平成22年度の補助金から適用する。

附 則（平成23年3月25日付け国自旅第229号の2）

1. この運用方針は、平成23年度の補助金から適用する。

附 則（平成24年3月30日付け国自安第96号の2）

1. この運用方針は、平成24年度の補助金から適用する。

附 則（平成25年5月15日付け国自技第15号の2）

1. この運用方針（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援に係る分）は、平成25年度の補助金から適用する。

附 則（平成25年7月30日付け国自技第78号の2）

1. この運用方針は、平成25年度の補助金から適用する。

附 則（平成26年6月19日付け国自安第33号の2）

1. この運用方針は、平成26年度の補助金から適用する。

別紙 1 : 補助対象経費の内容

1. 事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援）

| 事業区分 | 事業内容 | 補助対象経費 |
|---|---|--|
| 事故防止対策支援推進事業 （先進安全自動車（ASV） の導入に対する支援） | (1) 旅客自動車運送事業の用に供する自動車（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）及び車両総重量8トン以上の事業用貨物自動車に係る衝突被害軽減ブレーキを取得する事業 (2) 旅客自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量8トン以上の事業用貨物自動車に係るふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置及び車線維持支援制御装置を取得する事業 (3) 旅客自動車運送事業の用に供する自動車（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）及び車両総重量8トン以上の事業用貨物自動車に係る車両横滑り時制動力・駆動力制御装置を取得する事業 | 以下に例示する経費 ○衝突被害軽減ブレーキ取得費 ○ふらつき注意喚起装置取得費 ○車線逸脱警報装置取得費 ○車線維持支援制御装置取得費 ○車両横滑り時制動力・駆動力制御装置取得費 |

2. 事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援）

| 事業区分 | 事業内容 | 補助対象経費 |
|----------------------------------|--|--|
| 事故防止対策支援推進事業 （運行管理の高度化に対する支援） | 以下の機器を取得する事業 (1) デジタル式運行記録計 (2) 映像記録型ドライブレコーダー | 以下に例示する経費 (1) デジタル式運行記録計 ○デジタル式運行記録計に係る車載器取得費 ○デジタル式運行記録計に係る事業所用機器取得費 (2) 映像記録型ドライブレコーダー ○映像記録型ドライブレコーダーに係る車載器取得費 ○映像記録型ドライブレコーダーに係る事業所用機器取得費 （上記機器は、国土交通大臣が別途認定した機器とする。） |

3. 事故防止対策支援推進事業（過労防止のための先進的な取り組みに対する支援）

| 事業区分 | 事業内容 | 補助対象経費 |
|--|--|--|
| 事故防止対策支援推進事業 （過労防止のための先進的な 取り組みに対する支援） | 以下の機器を取得する事業 (1) ITを活用した遠隔地における点呼機器 (2) 運行中における運転者の疲労状態を測定する機器 (3) 休息期間における運転者の睡眠状態等を測定する機器 (4) 運行中の運行管理機器 | 以下に例示する経費 (1) ITを活用した遠隔地における点呼機器取得費 (2) 運行中における運転者の疲労状態を測定する機器取得費 (3) 休息期間における運転者の睡眠状態等を測定する機器取得費 (4) 運行中の運行管理機器取得費 （上記機器は、注2の要件を満たしたものであり、国土交通大臣が別途認定した機器とする。） |

4. 事故防止対策支援推進事業（社内安全教育の実施に対する支援）

| 事業区分 | 事業内容 | 補助対象経費 |
|-----------------------------------|-------------------|---|
| 事故防止対策支援推進事業 （社内安全教育の実施に対する支援） | 事故防止コンサルティングの活用事業 | 以下に例示する経費 ○国土交通大臣の認定を受けたコンサルティングの活用に係る経費 |

注1) 用語の定義

- ・デジタル式運行記録計に係る車載器・・・運行データを作成するために必要なセンサー、運行データを作成するための装置、センサーと運行データを作成するための装置を接続する部分、事業所用機器に運行データを記録又は伝達するための装置等で構成される一連の機器
- ・デジタル式運行記録計に係る事業所用機器・・・運行データを事業所で読み出すための専用の読取装置、運行データを分析し、運行管理及び安全運転の指導に活用するためのソフトウェア等で構成される一連の機器（電子計算機、印刷用機器は除く。）
- ・映像記録型ドライブレコーダーに係る車載器・・・加速度等を検知するためのセンサー、強い加速度等が発生した場合にその前後一定時間の画像を撮影する装置、撮影した情報、撮影を行った時間、撮影を行った時点の加速度等を記録又は伝達するための装置、センサー及び画像を撮影する装置と撮影した情報を記録又は伝達するための装置を接続する部分等で構成される一連の機器
- ・映像記録型ドライブレコーダーに係る事業所用機器・・・車載器において記録又は伝達した撮影情報等を事業所で読み出すための専用の読取装置、撮影情報等を分析し、運行管理及び安全運転の指導に活用するためのソフトウェア等で構成される一連の機器（電子計算機、印刷用機器は除く。）

注2) 補助対象経費

| 要件 | 項目 | 内容 ^{※1} |
|---------------------------|---------------------------|--|
| (1) ITを活用した遠隔地における点呼機器取得費 | 遠隔地における点呼時の疾病、疲労等の確認 | <ul style="list-style-type: none"> ・営業所設置型端末^{※2}及び携帯型端末^{※3}又は営業所設置型端末及び遠隔地設置型端末^{※4}のカメラによって、自動車運送事業者が運転者の疾病、疲労等の状況を動画で随時確認できること ・上記カメラで撮影した動画は、運転者の表情等を鮮明に映すことができる精度の画質を有していること |
| | 遠隔地における点呼時の酒気帯びの有無の確認及び記録 | <ul style="list-style-type: none"> ・疾病、疲労等の確認とともに、携帯型端末又は遠隔地設置型端末のカメラで撮影した動画及びアルコール検知器の測定結果により、自動車運送事業者が運転者の酒気帯びの有無について確認できること。また、アルコール検知器の測定結果を営業所設置型端末へ自動的に記録できること |
| | データの保存 | <ul style="list-style-type: none"> ・営業所用端末に上記測定結果（酒気帯びの有無を確認した日時、判定結果の画像等の電子データ）を運転者ごとに記録し、運転者情報（氏名等）と併せて最低1年間保存できること |

| | | |
|--|--|--|
| <p>(2) 運行中における運転者の疲労状態を測定する機器取得費</p> | <p>運転者の疲労状態の測定及び記録</p> <p>運転者ごとのデータの管理</p> <p>運転者に対する疲労状態の通知</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 運行中における運転者の疲労状態を生体信号（心拍等）や車両の挙動により常時測定し、記録できること ・ 運転者ごとに氏名、測定年月日及び測定データを管理できること ・ 運行中における運転者の疲労状態を自動的に運転者に通知できる機能を有していること |
| <p>(3) 休息期間における運転者の睡眠状態等を測定する機器取得費</p> | <p>運転者の睡眠状態等の測定及び記録</p> <p>運転者ごとのデータの管理</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 休息期間における運転者の睡眠状態等を生体信号（心拍等）により常時測定し、記録できること ・ 運転者ごとに氏名、測定年月日及び測定データを管理できること |
| <p>(4) 運行中の運行管理機器取得費</p> | <p>瞬間速度、運行距離、運行時間等の記録等</p> <p>運転者ごとの集計</p> <p>自動車運送事業者による運行状況の確認</p> <p>運転者に対する運行状況の通知</p> <p>安全運転診断</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 国土交通大臣によるデジタル式運行記録計の型式指定を受けている機器により、瞬間速度、運行距離、運行時間等が記録されること ・ 運転者ごとに記録されたデータから運行距離、運転時間等の集計表（日・週・月ごと等）等を作成できること ・ 日時、位置、運行速度、運行距離、運行時間等の情報を少なくとも10分以内の頻度で自動車運送事業者が受信できること ・ 連続運転時間の状況を自動的に運転者に通知できる機能を有していること ・ 法定速度を参考に予め設定した速度、急加減速、急発進、急停車等を診断できる機能を有していること |

※1 内容…これらの内容は、アルコール検知器と連動した携帯電話等（動画通信機能を有するものに限る。）に搭載された機能で代用できることとする。但し、データの保存は、営業所用端末に保存できることとする。

※2 営業所設置型端末…運転者が所属する営業所に設置した装置。

※3 携帯型端末…運転者が携帯する装置で、遠隔地点呼を受ける運転者の位置が特定できる装置。

※4 遠隔地設置型端末…運転者が遠隔地点呼を受ける場所に設置された装置。

ふらつき注意喚起装置 技術要件

1. 適用範囲

本要件は、運転者の低覚醒状態（居眠り、注意力散漫や疲労など）による事故の防止を目的として、自動車製作者により自動車に備えられたふらつき注意喚起装置（以下「装置」という）に係る機能に適用する。

2. 作動条件

- (1) 装置は、運転者の意思により当該装置の作動・非作動、または注意喚起を行わないことを選択できるスイッチを有することができる。
- (2) 装置は、運転者のスイッチ操作により非作動が選択されている場合を除き、自動車製作者が設定した規定車速以上で自動的に作動を開始するものでなければならない。ここで作動開始とは、ふらつき注意喚起に必要な情報が収集可能な、装置のアクティブ状態を指す。

3. 機能要件

- (1) 装置は、運転者に固有の運転状況を学習し、低覚醒状態（居眠り、注意力散漫や疲労など）固有の操舵の変化を含む情報から車両のふらつきを検知し、必要と判断した場合に運転者に注意を喚起すること。
- (2) 注意喚起は音、表示、その他の手段によって行われ、運転者が容易に理解できるものであること。

4. 表示装置

装置は、運転者席に故障状況を表示するものであること。

5. 告知

- (1) 次に掲げる場合には、少なくとも表示により告知すること。
 - ①装置が故障により作動しない場合
 - ②装置の作動中、運転者の意思によらず、装置の作動が解除された場合

6. フェイルセーフ

- (1) 装置は、当該装置の作動状況を監視する機能を有し、この機能により故障検知を行うものであること。

7. 使用者への周知

以下について、取扱説明書、コーションラベル等により使用者に対し適切に周知されること。特に(3)については、使用者が確実に熟知するよう配慮すること。

- (1) 装置が作動する場合及び作動しない場合
- (2) 装置の発する音、表示及びその意味
- (3) 装置の機能限界（装置により居眠り運転などの防止が可能と誤解されないよう注意すること）
- (4) その他使用上の注意

車線逸脱警報装置 技術要件

1. 適用範囲

本要件は、運転者の意図しないレーン逸脱時による事故の防止を目的として、自動車製作者により自動車に備えられたレーン逸脱警報装置（以下「装置」という）に係る機能に適用する。

2. 作動条件

- (1) 装置は、運転者の意思により当該装置の作動・非作動、または注意喚起を行わないことを選択できるスイッチを有することができる。
- (2) 装置は、運転者のスイッチ操作により非作動が選択されている場合を除き、規定車速 60km/h 以上で自動的に作動を開始するものでなければならない。ここで作動開始とは、レーン逸脱警報装置のアクティブ状態を指す。
- (3) 装置は、ISO17361Annex A に規定されている日本国内のレーン種別を認識可能であること。
- (4) 装置は、ドライバーによる意図的なレーンチェンジを検出した場合など警報不要と想定される状態においては、警報しなくても良い
- (5) 装置は、直線路及び曲線路にて作動するものとする。

3. 機能要件

- (1) 装置は、車両のレーンの逸脱を検出し警報を行う。
- (2) 装置は、認識したレーンの外側から逸脱輪の外側までの距離が 30cm 以内に警報を発生させなければならない。
- (3) 警報は音、表示、触覚を用いた手段のうち少なくとも 2 つ以上を用い、運転者が容易に理解できるものであること。

4. 表示装置

装置は、次に掲げる事項を運転者席に表示するものであること。

- (1) 装置のアクティブ状態を運転者に表示する機能を持つ
- (2) 装置の故障状態を運転者に表示する機能を持つ

5. 告知

(1) 次に掲げる場合には、少なくとも表示により告知すること。

- ① 装置が故障により作動しない場合
- ② 装置の作動中、運転者の意思によらず、装置の作動が解除された場合

6. フェイルセーフ

(1) 装置は、当該装置の作動状況を監視する機能を有し、この機能により故障検知を行うものであること。

7. 使用者への周知

以下について、取扱説明書、コーションラベル等により使用者に対し適切に周知されること。特に(3)については、使用者が確実に熟知するよう配慮すること。

- (1) 装置が作動する場合及び作動しない場合
- (2) 装置の発する音、表示及びその意味
- (3) 装置の機能限界（装置によりいかなる場合でも逸脱防止の警報が可能と誤解されないよう注意すること）

事故防止対策支援推進事業（社内安全教育の実施に対する支援）において補助対象となるコンサルティングの認定基準について

I. 事故防止対策支援推進事業（社内安全教育の実施に対する支援）において補助対象となるコンサルティングの認定基準は次のとおりとする。

- ① 当該コンサルティングを実施する者が、当該コンサルティングを継続的に安定して遂行するための経理的基礎を有するものであること。
- ② 当該コンサルティングを実施する者が、事業用自動車の事故防止に資するコンサルティングを実施した実績が相当数あり、当該コンサルティングを適切に実施するための組織を有するものであること。
- ③ 当該コンサルティングを実施する者が、当該コンサルティングを適切に遂行する能力を有する者を相当数雇用するものであること。
- ④ 当該コンサルティングの内容が、事業用自動車の事故防止に資するものであり、コンサルティングを受講する自動車運送事業者の事故発生状況等の分析、分析を踏まえた事故防止対策の提案及び実施したコンサルティングの効果の検証を含む内容であり、当該コンサルティングについての報告書を作成するものであること。
- ⑤ 当該コンサルティングの期間が、当該コンサルティングを適性の実施するために通常必要であると認められるものであって、コンサルティングの開始から終了までが補助金の給付を受ける年度内に実施されるものであること。
- ⑥ 当該コンサルティングの活用に関し、広く自動車運送事業者一般を対象としたものであること。
- ⑦ コンサルティングの経費が、当該コンサルティングを運営するために必要な範囲内で合理的に算出された額であって、かつ、他の同様のコンサルティングに係る受講費用の水準等からみて当該額が適正であると認められるものであること。

II. 事故防止対策支援推進事業（社内安全教育の実施に対する支援）において補助対象となるコンサルティングの認定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した認定申請書を提出しなければならない。

- (1) 名称及び住所並びに代表者の氏名
- (2) 事業用自動車の事故防止に資するコンサルティング業務に係る実績
- (3) コンサルティングを実施する者の選任に関する事項を記載した書類及び当該コンサルティングを実施する者の氏名、生年月日、所属部署、経験通算年数、保有資格（運行管理者資格者証等）等を記載した名簿
- (4) 当該コンサルティングの内容を記載した書類
- (5) 当該コンサルティングの見積もり書類

【留意点】

- (1)、(2)については、別添1「コンサルティングメニュー認定申請書」に必要事項を記載すること
- (3)については、別添2「コンサルティング指導者名簿」に必要事項を記載すること。
- (4)については、別添3「認定を希望するコンサルティングの内容について」に必要事項を記載し、必要に応じて、当該コンサルティングの内容がわかる書類を添付すること。
- (5)については、書式等の指定はしないが、コンサルティングに係る費用の内訳を明らかにした書類の提出が必要となります。なお、1つの営業所が受講する場合についての見積もりを提出願います。

また、Ⅱ.の申請書には、次の(ア)～(オ)に掲げる書類を添付しなければならない。

- (ア) 登記簿謄本及び定款又はこれに相当する法人の根本規則が明らかとなる書類及び登録事項証明書
- (イ) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。
ただし、申請の日に属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立年における財産目録とする。
- (ウ) 役員の名簿及び履歴書
- (エ) 当該コンサルティングのパンフレットやホームページのコピーなど、当該コンサルティングを広く自動車運送事業者一般に公開していることがわかる資料
- (オ) その他参考となる事項を記載した書類

Ⅲ. 認定に必要な手続き

上記Ⅱ.に記載された国土交通省が認定の可否の調査の際に必要な書類等を書類の受付期間内に提出することが必要です。

1. 必要な書類等の入手方法

必要な書類等については、国土交通省自動車局安全政策課（電話：03-5253-8566）にて入手することができます。

2. 認定希望手続きの受付期間等

コンサルティングの認定希望手続きの受付期間は当年4月末（消印有効）です。提出にあたっては時間的な余裕をもって、できる限り早い時期にご提出ください。なお、提出の期日を過ぎた場合の受付は一切受け付けませんので必要書類を提出される際には十分に留意のうえ、提出期限を遵守願います。

3. 書類の提出先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 国土交通省自動車局安全政策課

4. 提出にあたっての留意事項

提出資料等は返却しませんので、作成した書類を提出される際には、お手元に作成済みの書類の写しを必ず残しておいて下さい。